



より良い質の医療を提供するために

— 医師の働き方改革における医師事務支援室の役割とこれから —

医師事務支援室

より良い質の医療を提供するための全国的な改革

はじめに、「医師の働き方改革」とはどのようなものか、お話しします。医師は昼夜を問わず患者対応を求められる仕事で、他職種と比較しても突出した長時間労働の実態にあります。さらに日進月歩の医療技術や質の高い医療に対するニーズの高まりなどにより、長時間労働に拍車がかかっています。そこで、医療の質や安全の確保の観点から、長時間労働を是正し、医療の提供体制を損なわない改革を進める必要が高まってきました。その改革の一つとして「タスクシフト/シェア」が全国の医療機関で進められています。タスクシフトとは、医師の業務の一部を看護師・薬剤師・事務員など他職種に任せる業務移管のことを言います。

医師事務支援室の役割

医師の事務業務の一つに診断書など各種の書類作成がありますが、これらの事務業務のため、医師が診療に十分な時間をかけられないことが全国的な問題となってきました。そこで、2008年に国の方針で、医師の事務業務を軽減する目的のために「医師事務作業補助者」という職種が誕生しました。

医師事務支援室の業務内容

当院では、2009年6月に医師事務支援室を設置し、6名の職員でスタートしましたが、現在では35名と多くの事務補助者が働いています。患者さんにより良い質の高い医療を提供するため、医師が診療に専念できる体制を作ることが医師事務支援室の役割の一つです。

医師事務作業補助者の主な業務は、医師が記載したカルテから、書類に必要な事項を代行記入することです。医師事務作業補助者が作成するのはあくまで書類の下書きであり、医師が内容を確認した後に発行しています。書類作成の他には、電子カルテの代行入力（紹介状・お薬手帳の内容など）、医師の外来診療の事務補助、患者総合支援センターでの業務などを行っています。

医師事務支援室のこれから

患者さんに良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、2024年4月1日に改正医療法が施行されました。この法律では、医師の労働環境改善と健康確保を目的として、医師に対する時間外労働の上限規制が適用されることになりました。このような背景もあり、当院では医師事

令和7年4月採用 医療職員募集

▼砺波市医療職員

- 看護師・助産師 3名程度
- 薬剤師 2名程度
- 社会福祉士 1名程度

条件 昭和59年4月2日以降に生まれた方で、それぞれの資格を有する方（看護師・助産師は夜勤可能な方）

試験日 期日：12月7日（土） 場所：砺波総合病院
〈試験内容〉

看護師・助産師：看護師適性検査、職場適性検査、面接
薬剤師、社会福祉士：職務能力試験、職務適正検査、面接

募集期限 11月22日（金）必着

申込先 砺波市新富町1番61号
砺波総合病院 総務課 ☎32-3320

務作業補助者の拡充をすすめて、2022年11月からは厚生労働省の定める基準で最も充実した施設に該当する「医師事務作業補助加算1（15対1）」の体制を維持しています。これからも、医療チームの一員として医療職をサポートし、患者さんのお役に立てるよう日々努力していきます。